

# 税の お知らせ

障害のある人と生計を同じにしている家族が所有している軽自動車などで家族の人が運転するもの

より他の土地・家屋の価格と比較することができる制度です。

◆手数料 無料  
◆その他  
◆縦覧帳簿の「コピー」はできません。

**下水道使用料 算定人数の変更**

※ただし要件を満たさないと、減免が受けられない場合があります。詳しくは役場税務課にお問い合わせください。

◆受付期限 4月21日（木）  
◆期間 4月1日～5月31日  
（土・日・祝日は除く）  
◆場所 役場本庁税務課

**縦覧**  
：縦覧帳簿

## 障害のある人・ 家族が所有する 軽自動車税の減免

次の対象車両をお持ちで軽自動車税の減免を希望される方は、期限までに役場税務課で減免申請をしてください。

なお、前年度に減免を受け、今年度も減免を希望されることは、対象車両の変更がなければ継続して減免となるため申請の必要はありません。

## 平成23年度 固定資産税の 縦覧・閲覧

○身体に障害のある人で年齢18歳未満の方、または精神に

納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿に

◆対象車両 次のどちらかの要件をみたす軽自動車など

○身体に障害のある人が所有している軽自動車などで本人または家族の方が運転するも

です。固定資産の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿に

◆必要書類 軽自動車税納付書、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているもの）、印鑑、運転免許証

◆申請・問い合わせ先 税務課 ☎ 0859-54-5208  
土地または家屋を所有する納税者は（課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません。）

◆縦覧できる内容 ○土地：所在、地番、地目、地積、価格  
◆縦覧できる内容 ○家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格  
※所有者・課税標準額は記載されません。

◆縦覧に必要なもの 本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）  
◆手数料 縦覧期間中は閲覧料は無料

## 縦覧・閲覧は お気軽に…



一般家庭の下水道使用料は、住民登録人数をもとに算定していますが、1年以上の長期不在者がいる場合は、証明書を添えて算定人数の変更ができます。

①老人ホーム、介護施設、病院などの各種施設などに1年以上入所の場合  
②その他の事情により1年以上赴任は該当しません（学生・単身赴任は該当しません）  
※施設長の証明書  
③区長・民生委員などの証明書が必要

## 申 請

◆申請・問い合わせ先  
名和分庁舎水道課 ☎ 0859-54-5204  
大山支所総合窓口課 ☎ 0859-53-3311  
中山支所総合窓口課 ☎ 0858-58-6111

◆手数料 無料  
◆その他  
◆縦覧帳簿の「コピー」はできません。

**下水道使用料 算定人数の変更**